

第4期 特定健康診査等実施計画  
(令和6年4月～令和12年3月)

東京薬業健康保険組合

## 〈目 次〉

特定健康診査等実施計画策定の背景と趣旨	1
東京薬業健康保険組合の状況	2
1. 被保険者等の状況	2
2. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況	2
特定健康診査等実施計画	3
1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方	3
2. 特定健康診査等実施計画の位置づけ	3
3. 事業者等が行う健康診査及び保健指導との関係	3
当健康保険組合の「第4期 特定健康診査等実施計画」	4
1. 実施計画の期間	4
2. 達成目標	4
3. 対象者数及び目標実施率(被保険者・被扶養者)	5
4. 実施方法	10
5. 個人情報保護	14
6. 公表・周知	14
7. 評価及び見直し	15
8. その他	15

## 特定健康診査等実施計画策定の背景と趣旨

現在、我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を実現し、世界一の長寿国となっている。

しかしながら、急速な高齢化や医療技術の高度化などにより医療費の増加が続く状況において、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとすることが求められている。

このような状況に対応するため、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳以上の加入者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した特定健診及び特定保健指導の実施が医療保険者に対して義務付けられた。

当健康保険組合においても、これまで特定健康診査等実施計画(第1期～第3期)を策定し効果的かつ効率的に事業を実施してきた。

第4期の特定健康診査等実施計画においては、第3期計画の実施状況を踏まえた上で特定健診の問診項目や特定保健指導の評価方法などの変更点に基づき策定し、引き続き生活習慣病の発症予防・重症化予防を図ることとする。

なお、特定保健指導においては、多様化する働き方に対応するため、引き続きリモートの活用を推進し、さらには事業所の意向に沿った実施方法を提案するなど、より一層、事業主との連携・協働(コラボヘルス)を図りながら実施する。

## 東京薬業健康保険組合の状況

### 1. 被保険者等の状況

当健康保険組合は医薬品(医薬部外品含む)、化学薬品、医療機器、介護機器・用品、衛生材料の製造、卸販売及び小売業を主たる業とする事業所が加入する健康保険組合である。

令和5年12月末時点の事業所及び被保険者の加入状況は以下のとおりである。

加入事業所数は1,570件で、全国に所在しているが、その約8割が東京都に所在している。

また、被保険者数50人未満の中小事業所が多く、事業所全体の約5割を占めている。

被保険者数は264,067人(特例退職被保険者を含む)で、平均年齢は44.49歳である。

短時間労働者の加入拡大の影響による女性被保険者数の増加傾向が顕著であり、近年では男女比が1:1に近づきつつある。

なお、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県に居住する被保険者及び被扶養者が全体の約5割を占めている。

### 2. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

健康診査については、各都道府県に契約医療機関を設置し、当健康保険組合の健康管理事業の方針に沿って、円滑に健康診査を実施している。また、近隣に契約医療機関がない場合等は、補助金制度を利用して居住地近隣の医療機関での受診も可能としている。

令和4年度の総合健診の実施人数(特例退職被保険者を含む)は255,186人(被保険者228,838人、被扶養者26,348人)であり、特定健診の実施人数は157,252人(被保険者132,402人、被扶養者24,850人)で、受診率は78.53%となっている。

また、特定保健指導の実施人数は、4,637人(動機付け支援2,360人、積極的支援2,277人)、実施率は16.85%となっている。

国の目標値は、それぞれ特定健康診査85%、特定保健指導30%であり、当健康保険組合の実施率は現状いずれも目標値に達していない。

## 特定健康診査等実施計画

### 1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査は、40 歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるために行う特定保健指導対象者を抽出する。

特定保健指導は、特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要となった人に対し、対象者が自らの生活習慣を振り返り、その課題を認識して行動変容と自己管理を行うことを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として実施する。

### 2. 特定健康診査等実施計画の位置づけ

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条に基づいて実施する特定健康診査等の基本的な方針を示すものとして、同 19 条に基づき策定されるものであり、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果にかかる目標に関する基本事項について定めるものである。

### 3. 事業者等が行う健康診査及び保健指導との関係

事業者が、他の法令に基づく健康診査を実施した場合は、当健康保険組合は、その健康診査のデータを事業者から受領し、特定保健指導を実施する。

## 当健康保険組合の「第4期 特定健康診査等実施計画」

### 1. 実施計画の期間

令和6年度から11年度までの6年間とする。

### 2. 達成目標

#### (1) 特定健康診査の実施にかかる目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85%とする。

この目標を達成するために令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

実施率の目標値 (%)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
被保険者	一般	92.00	92.00	93.00	93.00	94.00	95.00	
被扶養者	被保険者	任継	50.00	54.00	58.00	61.00	65.00	68.00
		特退	49.00	51.00	53.00	55.00	56.00	57.00
	被扶養者	一般	47.00	49.00	50.00	52.00	55.00	57.00
		任継	47.00	49.00	50.00	52.00	54.00	55.00
		特退	44.00	45.00	46.00	47.00	47.00	48.00
		計	47.00	49.00	50.00	52.00	55.00	56.00
合計		80.00	81.00	82.00	83.00	84.00	85.00	
対象者数(人)		200,233	200,066	200,066	200,066	200,066	200,066	
実施者数(人)		160,186	162,053	164,054	166,055	168,055	170,056	

#### (2) 特定保健指導の実施にかかる目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を30%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

実施率の目標値

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施率(%)	18.00	20.00	22.00	24.00	27.00	30.00
対象者数(人)	28,220	28,556	28,864	29,140	29,382	29,684
実施者数(人)	5,080	5,711	6,350	6,994	7,933	8,905

(3) 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

令和 11 年度において、平成 20 年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を 25% 以上とする。

3. 対象者数及び目標実施率(被保険者・被扶養者)

(1) 特定健康診査

① 被保険者(任継継続被保険者及び特例退職被保険者を除く)

特定健診		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳	対象者数(推計)	141,678	143,005	143,005	143,005	143,005	143,005
	実施者数(目標)	130,161	131,737	132,978	133,999	134,653	135,865
64歳	目標実施率	92%	92%	93%	94%	94%	95%
65歳	対象者数(推計)	6,664	6,726	6,726	6,726	6,726	6,726
	実施者数(目標)	5,605	5,713	5,719	5,768	5,880	5,830
74歳	目標実施率	84%	85%	85%	86%	87%	87%
合計	対象者数(推計)	148,342	149,731	149,731	149,731	149,731	149,731
	実施者数(目標)	135,766	137,450	138,697	139,767	140,533	141,695
	目標実施率	92%	92%	93%	93%	94%	95%

② 被扶養者（任継継続被保険者及び特例退職被保険者を含む）

特定健診			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
			人	人	人	人	人	人	
40歳	被保険者	任継	対象者数(推計)	614	621	621	621	621	621
			実施者数(目標)	310	341	370	387	416	433
			目標実施率	50%	55%	60%	62%	67%	70%
		特退	対象者数(推計)	74	68	68	68	68	68
			実施者数(目標)	44	42	44	45	46	48
			目標実施率	59%	62%	65%	66%	68%	71%
	被扶養者	一般	対象者数(推計)	36,912	36,289	36,289	36,289	36,289	36,289
			実施者数(目標)	17,682	18,061	18,596	19,325	20,415	21,099
			目標実施率	48%	50%	51%	53%	56%	58%
		任継	対象者数(推計)	403	397	397	397	397	397
			実施者数(目標)	200	207	212	221	233	238
			目標実施率	50%	52%	53%	56%	59%	60%
特退	対象者数(推計)	1,093	986	986	986	986	986		
	実施者数(目標)	484	465	480	509	531	548		
	目標実施率	44%	47%	49%	52%	54%	56%		
計	対象者数(推計)	39,096	38,361	38,361	38,361	38,361	38,361		
	実施者数(目標)	18,720	19,116	19,702	20,487	21,641	22,366		
	目標実施率	48%	50%	51%	53%	56%	58%		
65歳	被保険者	任継	対象者数(推計)	535	539	539	539	539	539
			実施者数(目標)	265	285	303	321	338	356
			目標実施率	50%	53%	56%	60%	63%	66%
		特退	対象者数(推計)	5,834	5,358	5,358	5,358	5,358	5,358
			実施者数(目標)	2,851	2,725	2,832	2,939	2,993	3,069
			目標実施率	49%	51%	53%	55%	56%	57%
	被扶養者	一般	対象者数(推計)	3,271	3,215	3,215	3,215	3,215	3,215
			実施者数(目標)	1,204	1,215	1,236	1,247	1,278	1,278
			目標実施率	37%	38%	38%	39%	40%	40%
		任継	対象者数(推計)	185	182	182	182	182	182
			実施者数(目標)	76	77	78	80	80	80
			目標実施率	41%	42%	43%	44%	44%	44%
特退	対象者数(推計)	2,970	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680		
	実施者数(目標)	1,304	1,185	1,206	1,214	1,192	1,212		
	目標実施率	44%	44%	45%	45%	44%	45%		
計	対象者数(推計)	12,795	11,974	11,974	11,974	11,974	11,974		
	実施者数(目標)	5,700	5,487	5,655	5,801	5,881	5,995		
	目標実施率	45%	46%	47%	48%	49%	50%		
合	被保険者	任継	対象者数(推計)	1,149	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
			実施者数(目標)	575	626	673	708	754	789
			目標実施率	50%	54%	58%	61%	65%	68%
		特退	対象者数(推計)	5,908	5,426	5,426	5,426	5,426	5,426
			実施者数(目標)	2,895	2,767	2,876	2,984	3,039	3,117
			目標実施率	49%	51%	53%	55%	56%	57%
	被扶養者	一般	対象者数(推計)	40,183	39,504	39,504	39,504	39,504	39,504
			実施者数(目標)	18,886	19,276	19,832	20,572	21,693	22,377
			目標実施率	47%	49%	50%	52%	55%	57%
		任継	対象者数(推計)	588	579	579	579	579	579
			実施者数(目標)	276	284	290	301	313	318
			目標実施率	47%	49%	50%	52%	54%	55%
特退	対象者数(推計)	4,063	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666		
	実施者数(目標)	1,788	1,650	1,686	1,723	1,723	1,760		
	目標実施率	44%	45%	46%	47%	47%	48%		
計	対象者数(推計)	51,891	50,335	50,335	50,335	50,335	50,335		
	実施者数(目標)	24,420	24,603	25,357	26,288	27,522	28,361		
	目標実施率	47%	49%	50%	52%	55%	56%		



③ 被保険者・被扶養者合計

		特定健診	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳	一般	対象者数(推計)	178,590	179,294	179,294	179,294	179,294	179,294
		実施者数(目標)	147,843	149,798	151,574	153,324	155,068	156,964
		目標実施率	83%	84%	85%	86%	86%	88%
	任継	対象者数(推計)	1,017	1,018	1,018	1,018	1,018	1,018
		実施者数(目標)	510	548	582	608	649	671
		目標実施率	50%	54%	57%	60%	64%	66%
	特退	対象者数(推計)	1,167	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
		実施者数(目標)	528	507	524	554	577	596
		目標実施率	45%	48%	50%	53%	55%	57%
	計	対象者数(推計)	180,774	181,366	181,366	181,366	181,366	181,366
		実施者数(目標)	148,881	150,853	152,680	154,486	156,294	158,231
		目標実施率	82%	83%	84%	85%	86%	87%
65歳	一般	対象者数(推計)	9,935	9,941	9,941	9,941	9,941	9,941
		実施者数(目標)	6,809	6,928	6,955	7,015	7,158	7,108
		目標実施率	69%	70%	70%	71%	72%	72%
	任継	対象者数(推計)	720	721	721	721	721	721
		実施者数(目標)	341	362	381	401	418	436
		目標実施率	47%	50%	53%	56%	58%	60%
	特退	対象者数(推計)	8,804	8,038	8,038	8,038	8,038	8,038
		実施者数(目標)	4,155	3,910	4,038	4,153	4,185	4,281
		目標実施率	47%	49%	50%	52%	52%	53%
74歳	計	対象者数(推計)	19,459	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
		実施者数(目標)	11,305	11,200	11,374	11,569	11,761	11,825
		目標実施率	58%	60%	61%	62%	63%	63%
合計	一般	対象者数(推計)	188,525	189,235	189,235	189,235	189,235	189,235
		実施者数(目標)	154,652	156,726	158,529	160,339	162,226	164,072
		目標実施率	82%	83%	84%	85%	86%	87%
	任継	対象者数(推計)	1,737	1,739	1,739	1,739	1,739	1,739
		実施者数(目標)	851	910	963	1,009	1,067	1,107
		目標実施率	49%	52%	55%	58%	61%	64%
	特退	対象者数(推計)	9,971	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092
		実施者数(目標)	4,683	4,417	4,562	4,707	4,762	4,877
		目標実施率	47%	49%	50%	52%	52%	54%
	計	対象者数(推計)	200,233	200,066	200,066	200,066	200,066	200,066
		実施者数(目標)	160,186	162,053	164,054	166,055	168,055	170,056
		目標実施率	80%	81%	82%	83%	84%	85%

## (2) 特定保健指導(被保険者・被扶養者計)

特定保健指導		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
		人	人	人	人	人	人	
40歳 }	被 保 険 者	特定保健指導対象者数(推計)	25,401	25,720	25,965	26,153	26,287	26,532
		動機付け支援	10,141	10,270	10,370	10,446	10,501	10,600
		積極の支援	15,260	15,450	15,595	15,707	15,786	15,932
		特定保健指導実施者数(目標)	4,687	5,305	5,905	6,496	7,368	8,213
		動機付け支援	1,860	2,106	2,350	2,583	2,929	3,268
		積極の支援	2,827	3,199	3,555	3,913	4,439	4,945
		目標実施率	18%	21%	23%	25%	28%	31%
	被 扶 養 者	特定保健指導対象者数(推計)	1,360	1,386	1,427	1,488	1,568	1,619
		動機付け支援	959	978	1,006	1,051	1,107	1,143
		積極の支援	401	408	421	437	461	476
		特定保健指導実施者数(目標)	140	139	152	168	206	243
		動機付け支援	96	97	104	117	144	171
		積極の支援	44	42	48	51	62	72
		目標実施率	10%	10%	11%	11%	13%	15%
計	特定保健指導対象者数(推計)	26,761	27,106	27,392	27,641	27,855	28,151	
	動機付け支援	11,100	11,248	11,376	11,497	11,608	11,743	
	積極の支援	15,661	15,858	16,016	16,144	16,247	16,408	
	特定保健指導実施者数(目標)	4,827	5,444	6,057	6,664	7,574	8,456	
	動機付け支援実施	1,956	2,203	2,454	2,700	3,073	3,439	
	積極の支援	2,871	3,241	3,603	3,964	4,501	5,017	
	目標実施率	18%	20%	22%	24%	27%	30%	
65歳 }	被 保 険 者	特定保健指導対象者数(推計)	1,182	1,184	1,201	1,226	1,251	1,256
		動機付け支援	1,182	1,184	1,201	1,226	1,251	1,256
		積極の支援	0	0	0	0	0	0
		特定保健指導実施者数(目標)	220	230	253	286	310	392
		動機付け支援	220	230	253	286	310	392
		積極の支援	0	0	0	0	0	0
		目標実施率	19%	19%	21%	23%	25%	31%
	被 扶 養 者	特定保健指導対象者数(推計)	277	266	271	273	276	277
		動機付け支援	277	266	271	273	276	277
		積極の支援	0	0	0	0	0	0
		特定保健指導実施者数(目標)	33	37	40	44	49	57
		動機付け支援	33	37	40	44	49	57
		積極の支援	0	0	0	0	0	0
		目標実施率	12%	14%	15%	16%	18%	21%
74歳 }	計	特定保健指導対象者数(推計)	1,459	1,450	1,472	1,499	1,527	1,533
		動機付け支援	1,459	1,450	1,472	1,499	1,527	1,533
		積極の支援	0	0	0	0	0	0
		特定保健指導実施者数(目標)	253	267	293	330	359	449
		動機付け支援実施	253	267	293	330	359	449
		積極の支援	0	0	0	0	0	0
		目標実施率	17%	18%	20%	22%	24%	29%

		特定保健指導	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
合 計	被 保 險 者		人	人	人	人	人	人
		特定保健指導対象者数(推計)	26,583	26,904	27,166	27,379	27,538	27,788
		動機付け支援	11,323	11,454	11,571	11,672	11,752	11,856
		積極的支援	15,260	15,450	15,595	15,707	15,786	15,932
		特定保健指導実施者数(目標)	4,907	5,535	6,158	6,782	7,678	8,605
		動機付け支援	2,080	2,336	2,603	2,869	3,239	3,660
		積極的支援	2,827	3,199	3,555	3,913	4,439	4,945
		目標実施率	18%	21%	23%	25%	28%	31%
	被 扶 養 者	特定保健指導対象者数(推計)	1,637	1,652	1,698	1,761	1,844	1,896
		動機付け支援	1,236	1,244	1,277	1,324	1,383	1,420
		積極的支援	401	408	421	437	461	476
		特定保健指導実施者数(目標)	173	176	192	212	255	300
		動機付け支援	129	134	144	161	193	228
		積極的支援	44	42	48	51	62	72
		目標実施率	11%	11%	11%	12%	14%	16%
		計	特定保健指導対象者数(推計)	28,220	28,556	28,864	29,140	29,382
	動機付け支援		12,559	12,698	12,848	12,996	13,135	13,276
	積極的支援		15,661	15,858	16,016	16,144	16,247	16,408
	特定保健指導実施者数(目標)		5,080	5,711	6,350	6,994	7,933	8,905
	動機付け支援		2,209	2,470	2,747	3,030	3,432	3,888
	積極的支援		2,871	3,241	3,603	3,964	4,501	5,017
目標実施率	18%		20%	22%	24%	27%	30%	

#### 4. 実施方法

##### 【実施場所】

##### (1) 特定健康診査

当健康保険組合の直接契約医療機関で通院及び健診車による巡回健診により実施するほか、近隣に契約医療機関がない場合は、居住地近隣の医療機関で補助金制度により実施する。

また、健保連等における集合契約により、医療機関及び健診機関で実施する。

##### (2) 特定保健指導

東京都及び近隣県に居住の者については、原則、東葉健保健康開発センター（以下「健康開発センター」という。）で実施し、その他の者については、特定健康診査（特定健康診査の検査項目を含む健診）を実施した医療機関及び特定保健指導の委託機関で実施する。また、申出のあった事業所は、当該事業所の保健師や管理栄養士等が社内で実施する。

##### 【対象となる健診】

実施項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項に記載されている健診項目を含む次の健診とし、当該健診を受診する者から一部負担金を徴収する。

健診名称	対象者	一部負担金 (消費税込)
生活習慣病健診	35歳以上の被保険者	3,300円
生活習慣病女性健診	35歳以上の女性被保険者	3,850円
家族健診	35歳以上の被扶養者	1,650円
日帰り人間ドック	35歳以上の被保険者	22,000円
	35歳以上の被扶養者	11,000円
特定健診	40歳以上の被扶養者及び 40歳以上の任意継続被保険者並びに 特例退職被保険者	無料

##### 【実施時期】

通年とする。

##### 【委託の有無】

以下の委託契約を結ぶことにより全国で特定健康診査（特定健康診査の検査項目を含む健診）の受診及び特定保健指導の利用を可能とする。

個別契約	当健康保険組合と医療機関で個々に契約を結び特定健康診査（特定健康診査の検査項目を含む健診）及び特定保健指導を実施する。
集合契約	保険者の代表と医療機関等の代表が契約を結ぶことにより、加盟している医療機関で特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

## 【受診方法】

### (1) 特定健康診査

#### ① 契約医療機関で受診する場合

健康保険組合から前年度末(年度途中で資格を取得した者はその届のあった翌月)に送付された総合健診利用書または、個別にホームページから出力した総合健診利用書と被保険者証(マイナ保険証)を提出・提示して受診する。

受診に係る一部負担は、医療機関での窓口負担とし、【対象となる健診】に定めた一部負担金を支払うものとする。

#### ② 東振協契約医療機関で受診する場合

組合ホームページで個人情報の取扱いに同意し、医療機関に電話で予約する。その後、問診情報等を登録し、被保険者証(マイナ保険証)を提出・提示して受診する。

受診に係る一部負担は、医療機関での窓口負担とし、【対象となる健診】に定めた一部負担金を支払うものとする。

#### ③ 集合家族健診を受診する場合

集合家族健診申込書を健康保険組合に提出する。申込み後、実施医療機関から送付された関係書類等と健康保険組合から前年度末(年度途中で資格を取得した者はその届のあった翌月)に送付された総合健診利用書または、個別にホームページから出力した総合健診利用書と被保険者証(マイナ保険証)を提出・提示して受診する。

受診に係る一部負担は、実施医療機関から配布される「払込取扱票」により【対象となる健診】に定めた一部負担金を支払うものとする。

#### ④ 巡回家族健診を受診する場合

巡回家族健診申込サイトで申し込む。申込み後、実施医療機関から送付された関係書類等を提出して受診する。

受診に係る一部負担は、実施医療機関の指示により会場での窓口精算または口座振込により、【対象となる健診】に定めた一部負担金を支払うものとする。

#### ⑤ 健保連人間ドックを受診する場合

健康保険組合から前年度末(年度途中で資格を取得した者はその届のあった翌月)に送付された総合健診利用書または、個別にホームページから出力した総合健診利用書と被保険者証(マイナ保険証)を提出・提示して受診する。

受診に係る一部負担は、後日、健康保険組合から送付する「払込取扱票」により【対象となる健診】に定めた一部負担金を支払うものとする。ただし、基本項目以外の検査をオプション検査として実施した場合は、当該検査に要した費用全額を自己負担とし、医療機関の窓口で直接支払うものとする。

⑥ 集合契約の特定健康診査を受診する場合

特定健康診査受診券発行申請書を健康保険組合に提出する。申請後、健康保険組合から特定健康診査受診券が送付されるので、その受診券と被保険者証(マイナ保険証)を提示して受診する。

受診に係る一部負担は無料とする。

⑦ 補助金制度を利用して受診する場合

受診する医療機関に健診内容を伝え、受診する。受診に要した費用全額を一旦支払い、後日「疾病予防事業補助金請求書」と必要書類一式を添付して健康保険組合に請求する。受診に要した費用から、【対象となる健診】に定めた一部負担金を控除し、補助金限度額の範囲内で補助金を支給する。

⑧ 健康開発センターで受診する場合

任意継続者被保険者、特例退職被保険者及びその被扶養者に対し、経過観察検査や単科検診等の受診日に併せて特定健診を実施する。

受診に係る一部負担は無料とする。

(2) 特定保健指導

① 個別契約医療機関で健診を受診した場合

ア. 東京都及び近隣県で生活習慣病健診、生活習慣病女性健診及び特定健診を受診した者については、健康開発センターで階層化を行い、同センターから特定保健指導の該当者に通知し、実施する。また、多様化する働き方に対応するためリモートによる特定保健指導を実施する。

なお、該当者が継続して指導を受けられるようメール等による支援を実施する。

イ. 東京都及び近隣県で人間ドックを受診した者については、健診を受けた契約医療機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該医療機関で実施する。

ウ. 上記ア、イ以外にて健診を受診した場合は、健診を受けた契約医療機関または特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該医療機関または当該委託機関において実施する。

エ. 申出のあった事業所は、健康保険組合から送付した指導対象者に対し、当該事業所の保健師や管理栄養士等が社内で実施する。

② 東振協契約医療機関で受診する場合

健康開発センターにて階層化を行い、特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該委託機関によって実施する。

③ 集合家族健診を受診した場合

健康開発センターにて階層化を行い、特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該委託機関によって実施する。

- ④ 巡回家族健診を受診した場合  
健康開発センターにて階層化を行い、特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該委託機関によって実施する。
- ⑤ 健保連人間ドックを受診した場合  
健康開発センターにて階層化を行い、特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該委託機関によって実施する。
- ⑥ 集合契約の特定健康診査を受診した場合  
特定保健指導利用希望者は特定健康診査を実施した医療機関で被保険者証(マイナ保険証)を提出・提示して利用する。  
または、特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該委託機関によって実施する。
- ⑦ 補助金制度で受診した場合  
健康開発センターにて階層化を行い、特定保健指導委託機関から特定保健指導の該当者に通知し、当該委託機関によって実施する。
- ⑧ 生活習慣病予防改善セミナーを実施した場合  
ア. 疾病別セミナーに参加した特定保健指導該当者については、グループ支援を実施する。  
イ. 生活習慣病にかかる有所見率の高い事業所及び特定保健指導該当者の多い事業所については、事業所を訪問しグループ支援を実施する。

#### 【周知・案内方法】

前年度末に総合健診利用書(健診の案内)を全被保険者と35歳以上の被扶養者あてに送付する。また、当健康保険組合のホームページに健診の受診方法等を掲載し周知を図るとともに、事業所及び組合員向けの広報誌等も活用する。

#### 【健診データの受領方法】

特定健康診査及び特定保健指導のデータは主に電子データで受領して保管する。紙媒体でのデータは、当健康保険組合にて電子化して保管する。なお、保管年数は10カ年とする。

## 5. 個人情報の保護

当健康保険組合は「東京薬業健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健康保険組合及び特定健診・保健指導委託機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

### (1) 記録の保存方法

#### ① 保存方法

CD や DVD 等の磁気媒体で受領したデータは、速やかに当健康保険組合のデータベースに格納する。なお、受領した CD や DVD 等の磁気媒体は、セキュリティ体制に優れた専門業者で保管する。

#### ② 保存年限

特定健康診査等のデータは、最低 10 年間データベースに保管する。10 年を経過したデータの取扱いについては、サーバーの容量の範囲内で可能な限り保管する。

### (2) 保存体制

特定健康診査等のデータが格納されているサーバー等は入退室管理セキュリティ体制が整っている専用の管理室において保管する。

データ管理責任者については、個人情報保護管理規程に定める。

### (3) アクセス権限の設定

端末から特定健康診査等のデータを閲覧可能な者に限定するため、職員単位に ID とパスワードを付与しアクセス権限を設定する。

### (4) その他

外部委託の場合は、特定健康診査等のデータの利用について、その詳細を契約書に明記することとする。

## 6. 公表・周知

### (1) 公表方法

当健康保険組合のホームページに掲載し、組合員に周知する。

### (2) 特定健康診査等の普及啓発

前年度末に総合健診利用書(健診の案内)を全被保険者と 35 歳以上の被扶養者あてに送付する。

また、当健康保険組合のホームページや事業所あて通知及び組合員向けの機関紙、当健康保険組合が実施する健康保険委員会や健康管理委員会等も活用して、普及啓発に努める。



7. 評価及び見直し

当計画については、国への結果報告をする際に、実績と計画目標との比較・検証を行い、必要に応じて健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

8. その他

当健康保険組合の特定健診・特定保健指導等に従事する職員については、スキルアップ等を目的とした研修会等に随時参加させる。